

交際費の計上を繰り延べた場合

Q : 当社は3月決算の会社です。3月中に行った接待に係る費用の一部について、請求書が届いていないため、今期においては何ら処理しませんでした。このような費用は税務上どのように取り扱えばいいですか？

A : 交際費は行為のあった時点で認識するため、未払いの交際費も今期の交際費に含めなければなりません。

【解説】

交際費は、接待等の行為のあった時点で認識します。従って、ご質問のような、接待行為は終了しているが支払が終わっていない場合のほか、接待行為も支払も済ませたが仮払金などで処理したため費用計上されていない場合や、支払も済ませ領収証の発行を受けているにもかかわらず未処理の場合なども、接待行為をおこなった事業年度の交際費に含めなければなりません。

これは、交際費には、法人税法上一定の損金算入限度額（例えば資本金1億円の法人の場合、平成15年4月1日以後に開始する事業年度においては、年400万円又は支出交際費等の額のいずれか少ない金額の90%相当額）が設けられているため、交際費の繰延計上を認めると、損金算入限度額を超過する金額を調整し、所得を少なくしようとする事が考えられるからです。

いずれの場合においても、申告書上でいったん費用と認識するとともに、一方で今期の交際費に加えて損金不算入額を計算することになりますのでご注意ください。

